

## 令和4年度 第1回 帯広市公営住宅審議会 議事概要

日 時 令和4年10月27日(木) 10:00~11:00

場 所 ソネビル(帯広市西6条南6丁目3番地)6階 講習会室

出席者 【委員】田中会長・伊藤委員・岡田委員・河村委員・後藤田委員・杉山委員・永田委員・畑中委員・宮本委員

【事務局】和田都市環境部長・篠原都市環境部都市建築室長・西川住宅営繕課長・

齋藤住宅営繕課長補佐・紙谷市営住宅係長・八木沼主任・稲川主任補・佐藤係員

### 1 開 会

### 2 出席者報告・審議会成立宣言

### 3 会長挨拶

### 4 諮問書交付 パートナーシップ制度導入に伴う市営住宅での取扱いについて諮問書を交付

### 5 議 事

#### (1) 諮問事項「パートナーシップ制度導入に伴う市営住宅での取扱いについて」

(事務局からの説明要旨)

【事務局】 諮問事項、パートナーシップ制度導入に伴う市営住宅での取扱いについてご説明いたします。諮問内容としては、市営住宅におけるパートナーシップ制度利用者の入居や手続きについて、配偶者と同様に取り扱うことを諮るものです。

続きまして、諮問の背景や市の考え方についてご説明します。帯広市では、性的指向や性自認に伴う生きづらさの軽減を図り、住んでいて良かった地域社会の実現を目指して、パートナーシップ制度の導入が決定したところであり、本年12月から制度がスタートいたします。

パートナーシップ制度について、簡単ではありますが概要を説明いたします。添付資料「帯広市パートナーシップ制度利用の手引き」の1ページをご覧ください。制度の仕組みとして、婚姻関係には無いものの継続的に共同生活を行う同性カップルなどのお二人の関係を市が受け止め、公的に認める仕組みとなっております。また、帯広市の制度の特徴としては、証明制度と登録制度の二通りの方法があるほか、通勤通学者なども含め広く対象としていること、生計を一にする子の氏名を記載できることなどがございます。制度の概要としては本当に簡単ではありますが、このような制度となっております。

それでは、議案書にお戻りください。諮問の背景や市の考え方について、引き続き説明させていただきたいと思っております。市では、制度の導入に当たりまして、法令等やむを得ない場合を除き、パートナーを配偶者・家族・親族と同等に取り扱う方向で行政サービスを見直すという考えをまとめており、こうした考え方に沿って、市営住宅においてもパートナーの入居や各種手続きについて、配偶者と同様に取り扱うことを考えております。本年5月から実施したパブリックコメントでは、こうした市営住宅での考え方についても明らかにしてきましたが、否定的な意見は無く、今回、承認が得られれば、12月の制度開始と同時に市営住宅での取扱いを開始したいと考えております。

次に、現状の市営住宅における入居資格です。帯広市では条例において、親族と同居することを入居資格としております。ここでいう親族とは民法上の親族のほか、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者や、婚姻の予約者を親族としておりますが、パートナーについては、いずれの関係にも当たりませんので、現在のところ入居できません。また、各種の手続きなどにも委任状が必要となっております。

続きまして、道内他市の動向です。近年、全国的にパートナーシップ制度導入の動きがあり、道内においても札幌市を含む4市で導入され、それぞれのまちの市営住宅への入居が認められております。

次に、今後の市営住宅での取扱いについて、市の案を説明いたします。まず、入居について制度利用者を配偶者と同様に取り扱うこと。各種手続きについても制度利用者を配偶者と同様に取り扱うこと。制度における証明制度・登録制度のどちらも、市営住宅においては同等に取り扱うこと。本年12月1日から運用を開始すること。収入等の基本的な要件は同一であること。他自治体の認定の取扱いは、帯広市のパートナーシップ制度自体の取扱いに従うことを考えています。ほかのまちの認定をどのように取り扱うかについては、現在、検討がなされているところです。市における取扱いが決定するまでは、市営住宅の手続きについては、帯広市の認定制度に限って、配偶者同様の取扱いとしたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールですが、今回承認を得られれば、11月にパートナーの取扱いに関する要綱を定め、12月の制度開始に合わせて市営住宅の手続きを開始する予定となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員からの主な意見質疑、事務局回答要旨)

- 【委員】 パートナーシップ制度を利用するに当たって、現在、登録・証明等の手続きを進めている方がいると思いますが、どれくらいの方がいて、どのくらいの時間がかかるものなのでしょうか。12月1日にスタートして、すぐに手続きがとれるかどうかを確認したいのですが。
- 【事務局】 パートナーシップ制度としては、12月1日からスタートすることは決まっていますが、運用開始も12月1日からになります。制度自体の認定に関しては、必要書類を提出していただいてカードが発行されるという形になります。基本的に、当日に発行されることになっています。
- 【委員】 細かいことですが、資料のなかに配偶者と「同等」という言葉と「同様」という言葉の2種類が出てきているんですけども、何か意味はあるのでしょうか。
- 【事務局】 同じ考え方になります。
- 【委員】 あくまでも、一般的な婚姻関係の夫婦と同様に機会を与えるだけで、優先順位等は無いと考えてよろしいでしょうか。
- 【事務局】 はい。婚姻関係と同様に扱うだけですので、収入要件やその他条件は全く同じになります。
- 【委員】 パートナーシップ制度が運用されたら利用したいという方は、現在いらっしゃるのでしょうか。
- 【事務局】 直接、市営住宅に入居希望があるということは、今のところ把握していませんが、

パートナーシップ制度導入に当たりまして、当事者の方や関係団体から意見聴取を行っていることを聞いています。そうしたなかでは公営住宅の入居も要望の一つとして挙がっていましたので、今後入居される方がいるとは確実に言えませんが、要望もあると認識しております。

【委員】 パートナーシップの同居者が亡くなった場合、住み続けるには、ほかの入居者と同様に市長の承認等が必要になってくるのでしょうか。

【事務局】 入居者のほかに新たに同居する場合や、世帯主が亡くなって同居者が権利を引き継ぐ場合が考えられますが、いずれの場合においてもパートナーを配偶者と同様の扱いにしようと考えておりますので、一般の配偶者と条件を同じにして同様に審査することになります。

【委員】 審査や入居するに当たって、パートナーシップ制度を利用する方で、表に出しにくい情報など、情報を伏せたいという方に何か配慮はあるのでしょうか。

【事務局】 制度の利用を知られたくない、また、相談時に周囲に聞かれたくないという方もいらっしゃると思いますので、そうした方への配慮が行えるよう、例えば、希望があれば別室で相談できるような仕組みを考えております。

【会長】 住みよいまちという意味では、帯広市にとつてもいいことなのかなと思いますけれども、逆に反対という方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【会長】 ということですので、特に反対という意見も無いと思いますので、諮問について、内容のとおり承認することとし、答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

## (2) 協議事項「市営住宅における入居要件について」

(事務局からの説明要旨)

【事務局】 協議事項、市営住宅における入居要件についてご説明いたします。協議内容としては、市営住宅における入居要件のうち、世帯要件について意見を求めるものです。

市営住宅の入居要件について簡単に説明いたします。市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に賃貸する住宅となりますので、入居の要件が定められております。まず、所得を確認するための収入要件があり、また、住宅に困窮しているという要件、理由が必要となります。また、世帯構成について同居親族があるといった世帯要件が定められております。

次に、現在入居できない主な世帯についてです。帯広市では、未成年だけの世帯、友人知人どうし、60歳以下の若年単身者については市営住宅への入居はできません。ただし、農村部においては、地域の活性化や、農業従事者等の住まいということで、若年単身者は入居可能となっています。

次に、検討の背景についてです。パートナーに関する説明でもお伝えしましたが、帯広市では、条例において同居親族があることという要件を定めておりますが、居住の安定を図る必要があるものとして、高齢者や障害者、生活保護受給者など、条件を

付けて単身者の入居を認めています。近年の応募では高齢単身者の割合が多くなっており、エレベーター付きの団地などは高倍率となりますが、エレベーターの無い団地の高層階は応募が少なく、空室が多くなっている状況です。こうした空室の有効活用のほか、若年単身者への住宅支援という面から、要件の見直しについて検討を行っているところです。令和3年度の応募者の7割が単身者で、うち87%が高齢単身者といった応募状況となっています。

次に、世帯要件に関する市の考えでございます。入居できない世帯について、未成年者については、契約行為ができないことから、今後も認められないと考えております。友人知人どうしでの入居も、住宅の秩序維持を考えると認められないと考えております。しかし、60歳以下の若年単身者に関しては、今後方向性を整理したいと考えています。

次に、若年単身者の入居の効果についてです。若年単身者が入居できるようになると、主なメリットとして若年者の居住の安定や住居の選択肢の一つになることが考えられます。また、応募の無いような古い住宅の高層階に入居していただければ、課題となっている空室の有効活用を図ることができると考えております。また、市営住宅では高齢化が進行していますので、団地の管理や町内会のなり手不足が課題となっており、若年者の入居は、解決の一つの糸口になるとも考えております。一方のデメリットですが、高齢単身者と同様の条件で若年単身者の応募を可能にすると、課題となっている高齢単身者の入居が、現在よりも困難になると考えております。また、既存入居者との不公平感ということでは、古い団地というのは、将来的に建替えとなります。市営住宅では建替えを行うと、古い団地の入居者が新しい住宅に住替えとなりますが、今、エレベーターの無い高層階に若年の方が入居して、数年後、建て替えたときに、若年の方がエレベーターのある新しい団地に住み替えるとなると、新しい団地で新規に応募する方が応募できない状況も考えられますので、同じ条件で入居を許可するということは、難しくなることも考えられます。

最後に他市の扱いです。札幌市では、60歳以下の単身者の入居を認めていません。しかしながら、帯広市と同様に高層階の空室という課題を抱えており、解決策として大学生に限り、目的外使用として住宅を提供しています。学生なので居住期間が明確であることや、市営住宅本来の目的以外の使用となりますので、建替えとなった際も新しい団地を提供する必要が無いというメリットがあります。北見市では、帯広市と同じく入居を認めていません。一方、旭川市や函館市などは年齢条件を設けず、単身者の入居を認めています。また、釧路市や苫小牧市では、古い高層階などに限定して若年単身者の入居を認めているということです。なお、入居を認めている自治体でも、仕送りを受けている学生については住宅困窮者ではないという判断で、いずれも入居できなくなっております。今回は意見聴取になりますので、ご意見がございましたらいただけますよう、よろしくお願いいたします。

(委員からの主な意見質疑、事務局回答要旨)

【委員】 高層階の境目、基準は国で定めているのでしょうか。

【事務局】 全体的な入居率を階数ごとで見たときに、4階・5階は階段を上がっていかなけれ

ばならないので空室が多い状況になっています。ですので空室が多い4階・5階を有効活用できないかということで、どういう方法がいいか検討しているところです。

【委員】 入居者数によると思いますけど、空室にするのであれば、ずっと入居していただけるような改善が必要であるのかなと思いました。

【委員】 実際にはアパートが結構建っていますよね。若い単身者のアパートなどの住まいの現況は、どうなのでしょう。戸数は不足しているのでしょうか。

【委員】 市内の賃貸住宅に関しては、十分過ぎるくらいの戸数があって、空室が目立つのが実状だと思います。単身者用のワンルームや1DKといった部屋は、オーナーさんの収入のメリットがあるので数多く増えており、市況としては十分過ぎるくらいの部屋数があります。ですが、やはり新しいところにどんどん移っていくのが実状で、古いところがどんどん空いてくると。また、新しいところは家賃もそれ相当の金額になっていて、ある程度の収入が無いと入居できないというのが実状だと思いますので、こういった単身者への要件緩和というのは非常に有効かなと思います。

【委員】 市営住宅のなかで4階・5階というのはどれくらい空いているのでしょうか。全体の入居率を見ただけでは分からないのですが、どのような状況なのでしょう。

【事務局】 数か月前の資料になりますが、全体の入居率は88%ほど、9割近いですが、例えば大空地区の古い団地で、エレベーターの無い団地の4階の入居率は50~60%となっています。団地全体となると、すぐに数字は出てこないのですが、一例として、大空地区の団地ではそのような状況になっております。

【委員】 大空団地の丘1~3号棟は、「丘」から「ヒルズ」に建て替えるということですが、残っている丘4~9号棟は私が歩いて調べたのですが、清掃がしっかりされているところと、されていないところがあってですね、やっていないところは2年間くらい清掃されていないところもあって。当然、入居する人たちの決めごとで、おそらく自分たちの草刈りだとか、駐車場もありますので、そういったことをやっていると思うんですけど、市としてどのように委ねているのでしょうか。まったく草刈りを2年ほどやっていないところもあって。

【事務局】 基本的に団地敷地内の管理は、町内会・自治会を中心に住民が行っております。そのなかで草刈りや除雪もしていただいています。ただ、自治会によっては高齢者が増えて、思うように草刈りなどを行えないというような状況も伺っていますので、やはり団地ごとに差があるというのが実状となっています。

【委員】 入居要件で成人となっていますよね。法律に基づいて、おのずと18歳になるのでしょうか。

【事務局】 はい。法律で成人年齢が引き下げられたと同時に、市営住宅でも18歳で可能という取扱いにしております。

【委員】 畜大もあるので、コロナで仕送りも無くてアルバイトしながらという学生も結構いて、店も閉まってアルバイトできない困窮学生も結構いて、辞めなきゃいけないというところまで来ている学生もいると聞いています。これからコロナがどうなるかわからないですけども、要件を広げることについては、私は賛成かなと思っています。それから、市営住宅は市民の税金で賄った市民の財産ですから、少しでも空室が減って

有効に活用していただけるように、今回の意見もそうですけど、他市の事例なども参考に、良い方向に考えていってほしいなと思います。

### (3) 報告事項第1号「市営住宅の整備について」

(事務局からの説明要旨)

**【事務局】** 報告事項第1号、令和4年度の市営住宅の整備についてご説明いたします。まず、建替事業についてです。大空団地「丘」の建替えを実施しております。「丘」は昭和50～53年に建設されたもので、1棟当たり24戸、棟数は9棟で、全部で216戸ございました。建設後、45年ほど経過しており、老朽化も著しいことから建替えを行っているものでございます。現在、エレベーターがありませんが、建替え後は、エレベーター付きの5階建ての住宅を予定しております。1棟当たり35戸、棟数は6棟で、全部で210戸の建設を予定しております。なお、建替えに合わせて、建物の名称を大空「丘」から大空「ヒルズ」への変更を予定しております。これにより、地区のイメージ向上や、若年世帯の入居が促されればと考えております。次に、経過と今後の予定でございます。昨年度、令和3年度は旧建物「丘」1号棟から3号棟まで、72戸の除却解体工事をしたほか、新建物「ヒルズ」1号棟及び2号棟の実設計画を行いました。本年度、令和4年度から1号棟35戸の建設工事に着手しており、令和5年10月に1号棟の完成を予定しております。

続きまして、改善事業についてです。帯広市市営住宅等長寿命化計画に基づき、建物の長寿命化を図るべく、既存建物の改修・改善工事を計画的に実施しております。本年度は、北郊団地のエレベーター改修、柏林台団地西町9号棟の屋上防水改修工事を実施したほか、大正第2団地及び清川団地において、住戸内の玄関、脱衣室等への手すり、緊急警報システムの設置工事を行います。これにより高齢者も安全に生活できる環境を整備いたします。

それから、帯広市市営住宅等長寿命化計画の定期見直しを行っております。この長寿命化計画は、国の策定指針において、策定後5年ごとに見直しをすることが定められているものでございます。現行の計画は平成26年3月の策定後、5年後の平成31年3月に見直しを図っておりますが、令和6年3月に5年を経過することとなるため、社会情勢の変化や事業進捗状況等を踏まえ、本年度から2か年をかけて、見直しに着手しているところでございます。

(委員からの主な意見質疑、事務局回答要旨)

**【委員】** 団地で身寄りの無い方が亡くなって、部屋に荷物がそのまま残っていると聞いたのですが、整理するのに1年とか何年とかになると、全部そっくり入れ換えるというほどお金かかると思うんですね。だからそういう面で、弁護士や市で早急にといたら変な話だけでも、お金のかかる話だから。ある程度、住人が気持ちよく住めるようにしていただけないかと。

**【事務局】** 個人情報のこともあるので、個別の状況を詳しくお伝えできないのですが、亡くなった方の部屋の片付けというのは、身寄りの無い方の場合、手続き・処理を進めるに当たっては、裁判所を通したりなどといった手続きが必要になります。個別の状況

を住民の皆様にご伝えるということは、なかなか難しいので、そこはご了解いただきたいです。市としては、当然、早く部屋が使えるように手続きを進めております。

【委員】 これから先、そういった事案は出てきますよね。

【委員】 高齢者が多くなっていますから、そういう事例が多く出てくると思うんですよね。だから、これを事例にして、もっと早く片付けることができるようなシステムを進めてもらいたいと思います。

【委員】 ゼロカーボンを目指している帯広市としては、建替えや改修に当たって省エネやCO<sub>2</sub>削減だとか、そういう効果があるものは取り入れているのでしょうか。

【事務局】 ゼロカーボンの件ですが、帯広市におきましても本年6月の市長の市政執行方針のなかで話が出ておりますので、今後建替えが進んでいく大空の「丘」ですが、1号棟はすでに着手しておりますので、予定としては2号棟から太陽光発電などを設置できないかと。まだ決まってはおりませんが、内部で調整を始めているところです。また、断熱性能等につきましても、国をはじめ道からも、もう1ランク上げてCO<sub>2</sub>の発生をゼロにしろというようにも来ていますので、市としてもそのような形で進んでいく考えでございます。

【委員】 これ以降、新しくアパートを建てたら、太陽光パネルは付けなければいけないのでしょうか。そこまでは行っていない？

【委員】 そこまでは、ないですね。

(4) 報告事項第2号「市営住宅の管理状況について」

報告事項第3号「特定公共賃貸住宅の用途変更について」

報告事項第4号「地域優良賃貸住宅整備事業について」

(事務局からの説明要旨)

【事務局】 報告事項第2号、市営住宅の管理状況についてご説明いたします。まず、公営住宅の管理戸数等でございます。令和3年度末現在、公営住宅及び特定公共賃貸住宅を合わせた管理戸数の合計は2,794戸となっており、令和2年度末から72戸減少しております。これは、丘1～3号棟までを除却解体したことによるものです。入居戸数につきましては、令和3年度末現在2,499戸、入居率89.4パーセントとなっております。令和2年度と比較すると管理戸数の減に対し、入居率が1.7ポイント増えておりますが、政策的に空室としていた丘1～3号棟を除却解体したことによりまして、管理戸数に占める入居戸数の割合が増加したものと考えております。続きまして、市営住宅の申込み状況です。応募世帯数に関しては、募集戸数に対応して増減しておりますが、令和3年度につきましては、損傷の度合いが低い・すなわち比較的きれいな空室が多く、結果として、より多くの住戸を次の入居のために修繕・整備できたことによりまして、募集戸数が増となり、応募世帯数も増となったものと考えております。募集倍率につきましては、令和3年度は3.14倍となり、令和2年度よりも0.62ポイントの減となっております。次に、世帯状況別の応募状況です。令和3年度は、前年度と比較すると、高齢世帯の応募が増加して、令和元年度や平成30年度並の数字となっております。そのほか、身障世帯については減少、多子世帯は増となっております。

す。続きまして、令和3年度の団地別の応募状況です。応募が高倍率となっている団地は、柏林台西町、センターシティ1、稲田、柏林台北町、大空団地の「空」となっております。これらは比較的、築年数が浅く、設備が整っている団地に応募が集中する傾向となっております。一方で、築年数や立地条件、エレベーターが無いことなどにより、応募が無かったり低倍率となる住宅もありまして、二極化が顕著となっておりますことが窺えます。

続きまして、報告事項第3号、特定公共賃貸住宅の用途変更について、ご説明いたします。特定公共賃貸住宅は、中堅所得層向けに整備された住宅で、「特公賃住宅」と呼んでおります。帯広市では、市営住宅の建物の一部の住戸が特公賃住宅となっており、令和3年4月時点で、柏林台団地北町に6戸、大正団地に1戸、広野団地に1戸の計8戸がございました。特公賃住宅の入居率は、令和4年1月末時点で柏林台団地北町が6戸中、入居が1戸で16.7パーセント、大正団地及び広野団地がそれぞれ1戸中、入居が1戸で入居率100パーセントとなっており、柏林台団地北町の入居率が著しく低い、空室の多い状況でした。これまで、特公賃住宅は、中堅所得層の居住の確保に一定の役割を果たしてきましたが、民間借家の建設や、特公賃住宅の家賃の割高感など、社会経済状況の変化により入居率が改善しない状況が続いており、特公賃住宅の空室の有効活用が課題となっております。また、柏林台団地北町では、令和4年1月末現在354戸の市営住宅があり、入居率は94.1パーセントと高く、定期募集を行うと高倍率となる状況が続いており、応募倍率の緩和も課題となっていました。こうした状況を解消するため、柏林台団地北町の特公賃住宅6戸のうち、空室となっていた5戸につきまして、令和4年2月15日付けで特公賃住宅としての用途を廃止いたしまして、市営住宅として管理していることを報告するものです。なお、廃止した5戸の特公賃住宅については、今後の定期募集に向けて修繕を実施し、募集を開始しているものでございます。

最後に、報告事項第4号、地域優良賃貸住宅整備事業についてご説明いたします。まず、地域優良賃貸住宅の概要についてでございます。帯広市の地域優良賃貸住宅は民間供給型と言いまして、民間事業者を活用して、居住の安定に特に配慮が必要な「子育て世帯」「高齢者世帯」への住宅の供給を促進するため、住宅の整備費用と家賃それぞれについて、一部補助を行うことで、公営住宅を補完する公的賃貸住宅として、整備を推進してきているものです。帯広市では、平成25年4月から地域優良賃貸住宅の供給を開始しております。これまでの整備実績としては、令和4年4月現在、子育て世帯向けに15か所121戸、高齢者世帯向けに3か所48戸、合わせて18か所169戸を供給しております。続きまして、本年度の事業内容でございます。令和4年度は、子育て世帯向けに新規に15戸の整備を行っております。この15戸につきましては、昨年12月に事業者を募集し、応募のあった「シエログランデ合同会社」と「有限会社京屋呉服店」を選定したものであります。9月以降、順次工事に着手してございまして、令和5年4月1日に供給開始予定となっております。建設場所につきましては、「シエログランデ」が西9条南19丁目でグリーンパークにほど近く、共同建ての3階建て9戸になります。「京屋呉服店」は白樺16条西9丁目で白樺ドリームタウンに

ほど近く、共同建ての3階建て6戸となっております。

(委員からの主な意見質疑、事務局回答要旨)

【委員】 これから、大空地区に新しく「ヒルズ」が建設される予定だと思うのですが、パートナシップ制度が始まったり、身障者、ひとり親世帯など様々な方々が居住されると思います。環境や生活スタイルが結構重要なところかなと思っているのですが、新しい公園の整備などもする予定はあるのでしょうか。

【事務局】 団地の敷地内ということであれば、公園の整備などを行う予定はありません。以前でしたら、敷地内に公園のある団地もありましたが、地域での公園も増えましたので、そういったものを活用しようと考えております。大空地区は義務教育学校ということで小中学校が一緒になったりと、地域的に更新が図られていますので、新しく、住みやすい環境になっているかなと考えています。

【委員】 これからどんどん整備されていくと思いますが、入居者も高齢の方がどんどん増えていくなかで、建物もバリアフリーやユニバーサルデザインにのっとった整備は取り入れていくのでしょうか。

【事務局】 建替え予定の建物に関しては、全てバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方に沿って建設することになっています。

【委員】 市営住宅で退去する場合は、原状回復にはどのような対応をしているのでしょうか。

【事務局】 一般の賃貸住宅と同様に、退去時は部屋の中の物を全て撤去していただいた上で、市職員が入居者と立会して部屋の劣化具合などを確認し、修繕する必要があるところは、例えば壁に穴があいていたら、ここの費用は幾らですというように、必要な費用を一つずつ確認していくようにしています。入居時に敷金を預かっていますので、そこから負担していただく形になっております。あまりにもひどいような場合は、敷金以上に原状回復の費用をいただく場合もございます。

【委員】 国土交通省と同じという考えでよろしいですか。

【事務局】 そうですね。同じです。

【委員】 物価の上昇を受けて、建替えや整備について、何か削らなければいけないものがあったり、予算を多くしてもらおうといった方向性を知りたいのですが。

【事務局】 市営住宅の建設に当たりましては、国や市の基準などがありまして、端的に言えばどれだけ物価が上がっても、その基準に合ったものを作らなければいけないということになっておりますので、そのなかで、仕上げのレベルを少し落とすとか、そういったことはありますが、基本的には、先ほど申し上げたユニバーサルデザインの考え方など色々ありますので、お金が無いからといってやらないとか、そういったことはございません。

【委員】 帯広市で空き家の調査をしていますよね。これから人口も減少していくので、そういうのも生かしていただければと思います。